

# 中国電力株式会社からの新規制基準の適合申請の提出に係る事前報告について

平成25年11月27日

原子力安全対策課

平成25年11月21日、中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機に係る原子力規制委員会による新規制基準の適合性確認審査を受けるための申請提出について、安全協定に基づき、本県に事前の報告があった。

また、原子力安全対策プロジェクトチームを開催し、今後の進め方について協議するとともに、中国電力から申請内容について説明を受けた。

## 1 事前報告の概要

中国電力との安全協定第6条に基づき、原子炉施設の重要変更（設置変更許可申請）について事前に報告があったもの。

- (1) 報告日時 平成25年11月21日（木）午後3時
- (2) 報告場所 県庁第四応接室（鳥取県庁本庁舎3階）
- (3) 出席者 【中国電力】清水取締役副社長 ほか  
【鳥取県】林副知事 ほか

### (4) 知事コメント

中電から報告を受けた申請内容を精査し、県議会に協議をして、境港市・米子市の意見も踏まえ、本県から中電への意見提出内容について慎重に検討したい。 中電には、周辺地域や県民への丁寧な説明を強く求める。
---

- (5) その他 米子市、境港市に対しても、同日に同様の報告

## 2 第3回原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催結果

中国電力からの事前報告を受け、今後の進め方について確認したもの。

- (1) 開催日 平成25年11月22日（金）
- (2) 開催場所 鳥取県災害対策本部室（県庁第二庁舎3階）\*テレビ会議参加あり
- (3) 出席者 平井鳥取県知事、野坂米子市長、中村境港市長 ほか
- (4) 主な発言概要

発言者	発言概要
平井知事	<ul style="list-style-type: none"><li>申請内容については、職員での精査に加え、原子力防災専門家会議を開催して専門的な知見で検証する。</li><li>中国電力は立地と周辺に何か明確な差をつけて話をしているように見えなくもないので、周辺の意思を尊重し手続きを進める点を確認する。</li><li>汚染水対策について中国電力の詳細な説明を聞いて確認する。</li><li>適合性申請の原子炉規制法上の法的な意味についても読み解いていく。</li><li>県議会と協議しながら、どういう意見を中電に述べて行くのか検討を進める。</li><li>中国電力に説明会を地元地域で行うように求めていく。</li></ul>
野坂市長	<ul style="list-style-type: none"><li>市議会ともよく相談をして、できれば、鳥取県、境港、米子と一体となって、判断ができるような形に最終的には持っていきたい。</li></ul>
中村市長	<ul style="list-style-type: none"><li>市議会とよく協議をしながら、鳥取県、米子市、私ども三者で連携して島根県に意見を届ける。専門的な知見については県に協力していただきたい。</li></ul>

(5) 開催結果 今後の進め方について、次のとおり確認した。

<p><b>&lt;今後の進め方&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○申請書の精査           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中電と質疑応答を重ねて内容を分析・・・ただし、相当の量と質</li> </ul> </li> <li>○申請の法的手続きの位置づけの整理</li> <li>○原子力防災専門家会議の開催</li> <li>○議会との協議</li> <li>○中電に説明の場を求める           <ul style="list-style-type: none"> <li>・PT会議での説明</li> <li>・中電による説明会の開催（自治体関係者、地域住民）</li> </ul> </li> </ul>	
⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「安全協定」に基づく、中電への意見提出</li> <li>②「覚書」に基づく、鳥根県への意見提出</li> </ul>

### 3 第4回原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催結果

申請内容を把握することを目的に、中国電力に対し説明を求めたもの。

- (1) 開催日 平成25年11月25日（月）
- (2) 開催場所 鳥根県災害対策本部室（県庁第二庁舎3階）\*テレビ会議参加あり
- (3) 出席者 【中国電力】古林鳥根原子力本部長、長谷川同副本部長 ほか  
【鳥根県等】平井鳥根県知事、野坂米子市長、中村境港市長 ほか
- (4) 結果概要 中国電力から適合申請の概要の詳細説明を受け、質疑応答を行った。
- (5) 主な質疑応答

質問者	質問内容	中電回答
平井知事	地域の住民、地域にとっては事故を起こさないことが何よりであり、安全に対する中国電力の決意の程を伺いたい。	福島事故の発生以降、全社を挙げて安全対策に取り組む、福島のような事故を起こしてはならないという強い決意の元に安全対策に取り組んできた。従来はややもすれば事故は起らないものだというふうには考えていたが、もろもろの訓練の中でも事故は起こるかもしれない、起きるものだという前提に対策や訓練に真剣に取り組む、一つ一つの対策についても、これがだめなら次はこれというふうな形でのしっかりとした対策を組み上げている。
	再稼働のときにも我々にこういう形での立地と同等の取扱いをしていただけなのか。	まずは適合性申請に向けて説明し、理解をいただく努力をしたい。今後理解がいただければ、速やかに申請し、国の審査内容も理解いただくよう最大限努力する。国の審査の結論が出た後には、2段階目の了解のプロセスに入るが、立地自治体と同様の対応を進めさせていただく。その中において意見、指導をいただきたい。いずれにしても、地域の皆様の理解が重要である。
	米子市や境港市などの周辺30km圏内で地元説明会をしていただけないか。	30km圏内の皆様についても立地と同様、しっかりと理解いただくことが重要と考えている。現在は鳥根支社や米子営業所で資料を揃えて質問等に答えることを考えているが、説明会についても、今後自治体と相談しながら検討していきたい。

質問者	質問内容	中電回答
平井知事	フィルタベントが新潟県と東京電力で大きな問題になったが、それとの対比ではどうか。	柏崎刈羽原発で最初に示されたフィルタベントは地上設置型であり、設備が原子炉と一体的な岩盤に設置されてなければ、揺れのリスクがあるとの指摘と理解している。島根原発では、原子炉が設置されている岩盤と同じ面にフィルタベントを設置するので、耐震性は確保されていると考えている。
	ベント操作による総放出量について審査ガイドに示された100TBqとは、人体や環境影響としては、どういう数字になるのか。	この値は、原子力規制委員会の安全目標として、福島事故の千分の1から百分の1のレベルに押さえるべきとすることで100TBqが示されたが、これまでの評価で、基準の五万分の1の0.002TBqという値となっており、今回の福島のような長期の避難というレベルには達しないと考えている。
	宍道断層と鳥取県沖の西部断層、中部・東部の断層との関連はどうか。	昨年の原子力安全・保安院の審議会でも連続性を考慮しなくてもいいとの意見をいただいているが、今後の審査の中で改めて議論されるものと考えている。
林副知事	大山が非常に至近距離にあるが、この火山灰は考慮しないのか。	大山の活動は火山の末期の状態に入っており、今後起きる活動性の間隔と発電所の運転期間を考えると、大山で大規模な爆発、火山噴火が起こる可能性はないということで、火山灰の評価は鬱陵島が支配的となる。
中村市長	汚染水が海に漏れ出れば水産業が大打撃を受けるので大変な関心を持っているが、建屋の外に出ない対策を取っているとの説明だったが、万一外に漏れ出して、海に流出するということに対しての対策はどうか。	汚染水を出さないということが重要で、仮に、格納容器が破損した場合でも原子炉の建屋でこの水を外に漏れ出さないようにし、なおかつ、廃棄物処理系でこの水を処理することが可能であると考えている。また、仮に建物の外に放射性物質を放出した場合の対応は、現在、島根原発においても地下水の存在を確認しており、それぞれの地形に応じた対応が必要だと考えている。現時点ではこの地下水をしっかりと把握した上で、効果的な対策を今後検討したい。まずは、仮に汚染水が流出した場合においても、地下水をこれに近付けないということが重要で、そうすることにより処理する水量を少なくできるので、そういった諸々の対策を今後的確に検討したい。